

令和8年第4回大山町教育委員会

招集年月日 令和8年3月25日(水) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		門脇明子	2番		向陽寛孝	3番		甕山洋美	
4番		山本健一							

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (午後 時 分)

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の
制定について

日程第 4 報告第 1 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
(指定学校の変更について)

日程第 5 議案第 2 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程

・令和8年4月28日(火) 午前9時30分 名和公民館第1会議室

5. 閉会宣言 (午後 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
3月 1日	日	大山さんサンフェスタ
2日	月	米子松蔭高校卒業式、大山小学校訪問
3日	火	全員協議会、議会開会、大山小学校感謝の会
4日	水	地域教育連携会議、管理職会議
5日	木	感謝の会(名和さくらの丘保育園)、校長面談
6日	金	鳥取砂丘センター田村氏来室、定例協議、校長面談
7日	土	教職員人事最終折衝(～8日 鳥取市)
9日	月	教育長表彰(中山中・名和中・大山中)、校長面談
10日	火	町内中学校卒業式、臨時教育委員会
11日	水	教育長表彰(大山西小・名和小・中山小)、社会教育委員協議会、組合町長交渉
12日	木	大山カレッジ、ありがとうの会(中山みどりの森保育園)、校長内示
13日	金	一般質問(～17日)、社会教育の目指す方向についての意見交換会
14日	土	大山町剣道スポーツ少年団20周年記念式典
15日	日	鳥取県西部地区自衛隊入隊・入校予定者激励会
18日	水	教育長表彰(大山小)
19日	木	町内小学校卒業式、大山カレッジ、日本海新聞ふるさと大賞2025表彰式
23日	月	大山保育所卒所式、連絡調整会議、管理職会議、総合文化祭在り方検討委員会
24日	火	小中学校修了式、議会閉会、大山町教職員離任式、議会懇親会
25日	水	中山みどりの森卒園式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

3月 26日	木	卒園式(名和さくらの丘保育園・大山きゃらぼく保育園)、大山自然歴史館運営委員会
31日	火	退任式
4月 1日	水	辞令交付式・新任式、教育委員会歓送迎会

議案第1号

大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和8年3月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

大山町立小中学校管理規則(平成17年大山町教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「改正条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「改正後条」という。)が存在する場合には、当該改正条を当該改正後条に改め、改正後条に対応する改正条が存在しない場合には、当該改正後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「改正様式」という。)を当該改正様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式に改める。

改正後	改正前
(生徒指導主事) 第29条 <u>学校</u> に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 2及び3 略	(生徒指導主事) 第29条 <u>中学校</u> に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 2及び3 略

<p>(研修主事)</p> <p><u>第31条 学校に、研修主事を置くことができる。</u></p> <p><u>第32条～第71条 略</u></p> <p><u>様式第16号(第46条関係)</u> 別紙1 改正後</p> <p><u>様式第17号(第50条関係)</u> 別紙2 改正後</p> <p><u>様式第18号(第57条関係)</u> 別紙3 改正後</p>	<p>(新設)</p> <p><u>第31条～第70条 略</u></p> <p><u>様式第16号(第45条関係)</u> 別紙1 改正前</p> <p><u>様式第17号(第49条関係)</u> 別紙2 改正前</p> <p><u>様式第18号(第56条関係)</u> 別紙3 改正前</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別紙1 改正後

様式第16号(第46条関係)

発 年 月 日
年 月 日

教育委員会 様

学 校 名

学校長氏名

印

出張命令について

下記のとおり出張を命じたのでお届けします。

記

- 1 出張者職氏名
- 2 用 務
- 3 用 務 先
- 4 期 間
- 5 日 程
- 6 出張中の措置

別紙1 改正前

様式第16号(第45条関係)

発 年 月 日
号

教育委員会 様

学 校 名

学校長氏名

印

出張命令について

下記のとおり出張を命じたのでお届けします。

記

- 1 出張者職氏名
- 2 用 務
- 3 用 務 先
- 4 期 間
- 5 日 程
- 6 出張中の措置

別紙2 改正後

様式第17号(第50条関係)

発 号
年 月 日

教育委員会 様

学 校 名

学校長氏名

印

勤務時間の割振り報告書

次のとおり勤務時間の割振りをしましたので報告します。

学校職員の勤務時間表			
		年 月 日決定	
1 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
2 割振り表			
第1週			
曜 日	氏 名	勤務時間の割振り	休憩時間
第2週			
第3週			
第4週			

別紙2 改正前

様式第17号(第49条関係)

発 号
年 月 日

教育委員会 様

学 校 名

学校長氏名

印

勤務時間の割振り報告書

次のとおり勤務時間の割振りをしましたので報告します。

学校職員の勤務時間表			
		年 月 日決定	
1 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
2 割振り表			
第1週			
曜 日	氏 名	勤務時間の割振り	休憩時間
第2週			
第3週			
第4週			

別紙3 改正後

様式第18号(第57条関係)

発 号
年 月 日

教育委員会 様

学 校 名

学校長氏名

印

休 暇 承 認 申 請 書

下記のとおり休暇を承認したいと思いますので、ご指示をお願いします。

記

- 1 職 員 の 職 氏 名
- 2 期 間
- 3 事 由
- 4 休 暇 等 の 種 類
- 5 本人不在中の措置

別紙3 改正前

様式第18号(第56条関係)

発 年 月 日 号

教育委員会 様

学 校 名

学校長氏名

印

休 暇 承 認 申 請 書

下記のとおり休暇を承認したいと思いますので、ご指示をお願いします。

記

- 1 職 員 の 職 氏 名
- 2 期 間
- 3 事 由
- 4 休 暇 等 の 種 類
- 5 本 人 不 在 中 の 措 置

報告第 1 号

教育長の臨時代理による事務の承認について
(指定学校の変更について)

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づく指定学校の変更について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 指定学校変更の申立て | 2 件 (詳細別紙) |
| 2. 申立てに対する承諾日 | 令和 8 年 3 月 1 6 日 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第 3 条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第2号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和8年3月25日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 5件 (詳細別紙) 認定件数 件